学校感染症に係る登校・登園に関する意見書

下記の疾患に罹患したため、	学校保健安全	法施行規則	第 19 条	にもとっ	づきタ	療養を指示していましたが	,
感染のおそれがきわめて少なく	なったので、	平成	年	月	日	以降の登校・登園が可能	
であると判断しました。							

なお、学校感染症で欠席された場合、この意見書を提出すれば出席停止扱いとなります。

また、この意見書を和泉市以外の医療機関で発行してもらう場合、意見書代が必要となる場合があります。

337			
学		1	
占	ψ□	\bar{z}	
牛	組	名	

- 1. 麻しん(はしか)
- 2. 風しん
- 3. 水痘(みずぼうそう)
- 4. 流行性耳下線炎(おたふくかぜ)
- 5. 百日咳
- 6. 咽頭結膜熱 (プール熱)
- 7. 結核
- 8. インフルエンザ

- 9. 腸管出血性大腸菌感染症
- 10. 流行性角結膜炎
- 11. 急性出血性結膜炎
- 12. A 群溶血性連鎖球菌咽頭炎(A 群溶連菌感染症)
 - 13. 感染性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルスなど)
 - 14. アデノウイルス咽頭炎(アデノウイルス感染症)
 - 15. その他の感染症

(病名		1
()L1- -		/

○その他の感染症とは、必ずしも感染症法・学校保健安全法に規定された感染症に限らず、出席停止 措置が望ましい疾患すべてが対象となります。

平成 年 月 日

医療機関:

診察医師:

【医療機関へお願い】

和泉市立小中学校、幼稚園および和泉市内の私立幼稚園では、学校感染症にかかった子どもが登校 (園)するときは、この意見書を提出するよう指導しておりますので、よろしくお願いします。

(なお、この意見書代については、和泉市医師会に無料で協力を依頼しております。)